

## 地域志向教育研究経費取扱要項

平成 26 年 11 月 11 日  
理事（社会産学連携・情報・情報担当）決裁

### （趣旨）

第 1 この取扱要項は、広島大学ひろしまイニシアティブ推進センター内規（平成 26 年 5 月 20 日理事（社会産学連携・広報・情報担当）決裁）第 10 条の規定に基づき、広島大学ひろしまイニシアティブ推進センター（以下「センター」という。）が管理・配分する地域志向教育研究経費の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第 2 地域志向教育研究経費は、広島大学の地（知）の拠点整備事業（事業名称：平和共存社会を育むひろしまイニシアティブ拠点）（以下「本事業」という。）を推進するにあたり、教職員及び学生が、広島県、広島市及び東広島市等の地域と密接に連携しながら課題解決に取り組むことで、本学の教育・研究・社会貢献活動をより一層促進することを目的とする。

### （配分対象者）

第 3 地域志向教育研究経費は、教育・研究・社会貢献活動を地域志向に改善しようとする本学専任教員または本学特任教員（特任教育についてはフルタイム勤務の者に限る。以下「教員」という。）に配分する。ただし、他から類似の経費助成を受けている者は除く。  
2 申請については、個人、グループを問わない。また、代表者でない場合複数件数の応募は可能とする。

### （地域志向教育研究経費の区分）

第 4 地域志向教育研究経費で取り組むべき活動のタイプは、次のとおりとする。

- (1) 地域提案課題対応型
- (2) 地域志向活動促進型
- (3) 大学提案課題対応型

### （地域志向教育研究計画書の提出）

第 5 地域志向教育研究経費は、原則として、教員から提出される地域志向教育研究計画書に基づき配分する。

2 地域志向教育研究計画書の様式及び公募方法等、詳細は別に定める。

### （採択計画の選定方法）

第 6 教員から提出された地域志向教育研究計画書は、センターに設置する地域志向教育研究審査会（以下「審査会」という。）において適切に審査し、採択課題を決定する。

- 2 審査会は、本学役員及び教職員のほか学外の有識者で構成する。
- 3 採択計画の選定は、上記審査会の審査を経て、学長が予算の範囲内で決定する。
- 4 採択件数は 10 件を上限とし、支給額は原則として 40 万円を超えないものとする。
- 5 審査結果は、学内外に広く公開する。

### （地域志向教育研究経費の助成期間）

第 7 地域志向教育研究経費の契約及び助成期間は、交付決定日から交付決定日が属する

年度の末日までとする。

2 センターは、各採択教員の経費の執行状況について、支出金額を証明できる書類等の提出、報告を求めるなどして真に事業の主旨に合致した支援活動であるか、適切な管理に努めるものとする。

(成果報告)

第 8 地域志向教育研究の成果は、助成期間終了後、1か月以内に成果報告書を提出させるとともに、公開の成果発表会を開催し、地域に成果を還元する。

(雑則)

第 9 この取扱要項に定めるもののほか、地域志向教育研究経費の執行に関し必要な事項は、センター運営委員会が定める。

附 則

この取扱要項は、平成 26 年 11 月 11 日から適用する。